

高知県教育委員会 会議録

平成23年12月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成23年12月22日(木) 13:30

閉会 平成23年12月22日(木) 14:40

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	竹島 晶代
	委員(教育長)	中澤 卓史
欠席委員	委員	北添 紀子
	委員	八田 章光

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	池 康晴
〃	教育政策課長	田中 宏治
〃	教育政策課企画監	豊嶋 寿昭
〃	総務福利課長	稲垣 正順
〃	幼保支援課長	市川 広幸
〃	小中学校課長	永野 隆史
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	高等学校課企画監	森本 民之助
〃	特別支援教育課長	田中 信一
〃	生涯学習課長	平野 博紀
〃	新図書館整備課長	渡辺 憲弘
〃	文化財課長	片岡 博彦
〃	スポーツ健康教育課長	刈谷 好孝
〃	人権教育課長	吉田 弘章
〃	教育センター所長	濱田 久美子
〃	教育政策課課長補佐	岡村 一良
〃	教育政策課課長補佐	唐岩 隆之
〃	教育政策課教育企画担当f-7	中島 勝海(会議録作成)
〃	教育政策課主事	田尻 敦子(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 12月定例委員会を開催する。

本日は、付議第4号及び議題については、人事に関する議案のため、非公開として取り扱うこととする。賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、付議第4号及び議題は非公開の取扱いとする。

教育長 (提案説明)

【付議第1号 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案（総務福利課）】

○総務福利課長説明

○質疑

教育長	東日本大震災を受けて、念のため、事故があった場合を想定して職務代行者を定めるものである。
委員長	「事故又は欠けたとき」の説明をお願いする。
事務局	事故や入院等により職務が遂行できない状況をいう。
教育長	現場の学校でも、校長や教頭が欠けたときを想定して、その下に職務代理者を位置づけることで、危機管理意識を植え付けたい。
委員長	本議案の議決を求める。事務局の原案に賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	(全員挙手)
委員長	本議案を原案のとおり議決する。

【付議第2号 高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則議案（幼保支援課）】

○幼保支援課長説明

○質疑

委員	家庭的保育事業の具体的な説明をお願いする。
事務局	一定の研修を受けた者が、自宅やマンションの部屋などで子ども3人までを対象として保育できる事業である。県内では事例がない。
委員	個人で行うものか。無認可や夜間保育などのようなものか。
事務局	法律で位置づけられた事業で、もう一人補助者がいれば最大5名までの子どもを保育することができる。
委員長	今までは家庭的保育事業は認められていなかったのか。

事務局	法の位置づけがなかった。待機児童の多い都会では多様な保育形態が必要なため、できたものである。
委員長	補助金の対象になるのか。
事務局	なる。
委員長	保育士の資格は必要か。
事務局	市町村で行う研修を受ければよい。 一般的には「保育ママ」と呼ばれている。
委員	都会ではそういう小規模なところが多いのか。
事務局	都市部では待機児童が多いので、そういうニーズは多い。
委員長	本議案の議決を求める。事務局の原案に賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	(全員挙手)
委員長	本議案を原案のとおり議決する。

【付議第3号 保育所を経営する社会福祉法人の定款の認可に関する議案（幼保支援課）】

○幼保支援課長説明

○質疑

委員長	県内の保育所は全て社会福祉法人になるのか。
事務局	財団法人だったところはそうなるが、これとは別に宗教法人や個人立もある。
委員長	いつまでに移行しなければならないのか。
事務局	平成25年11月末までである。
委員長	財団法人と社会福祉法人で補助金などに差はあるのか。
事務局	社会福祉法人では固定資産税の減免など、それなりの優遇措置はあるが、財団法人も同等の措置はされている。負担金も変わりなく、特に大きな差はない。
委員長	審査はどうしているか。
事務局	まず幼保支援課で審査した後、県庁で所管する社会福祉法人は庁内組織である国庫補助等対象施設選定等審査会で申請内容などを詳しく審査しており、その審査を経て議決をいただくことになる。
委員	県の18ある財団法人は、今後こういう形にしていくのか。
事務局	移行しないと解散とみなされ、保育経営ができなくなる。 高知市でも同様な手続きが必要である。
委員長	寄附行為と定款の違いは何か。
事務局	財団法人は寄附金を資本としているため寄附行為と言うが、基本的には会社の定款と内容は同じで、呼び名が違うだけである。
委員長	市町村が無償で民間に土地を貸し付ける場合は、何を根拠にしてい

事務局	るのか。 行政財産か普通財産によって基準が異なるが、市町村の財産条例で決められている。公益性などにより判断し、賃料などを含めて、無償化して貸し付けることはできる。
委員長	本議案の議決を求める。事務局の原案に賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	(全員挙手)
委員長	本議案を原案のとおり議決する。

【付議第4号 教職員の人事異動議案（小中学校課）】

○小中学校課長説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【議題 委員長の選任及び委員長職務代理者の指定について】

	【非公開議案】
--	---------

(5) 議決事項

付議第1号～4号

原案のとおり議決

議題

- ・ 小島一久委員を教育委員長に選任
(任期：平成23年12月24日から平成24年4月1日まで)
- ・ 久松朋水委員を委員長職務代理者に指定